

○玉野市教育委員会交際費支出基準及び公表に関する要綱

令和4年3月24日
教育委員会告示第3号

改正 令和4年9月21日教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、玉野市教育委員会交際費（以下「交際費」という。）の適正な支出を図るため、その支出基準及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 交際費は、次の各号に掲げる区分（以下「支出区分」という。）に応じ、当該各号に定める支出とする。

- (1) 弔慰 市教育行政関係者及びその親族に対する香料等に係る支出
- (2) 会費 市教育行政運営上必要な会議、会合及び祝賀会等への参加に係る支出
- (3) 慶祝 市教育行政運営に関係する個人及び団体の慶事に係る支出
- (4) その他 市教育行政に関し特に教育長が認める経費に係る支出

(支出基準)

第3条 教育長は、交際費の支出に当たっては、必要最小限の支出に努めるものとし、別表に定める基準により支出できるものとする。

(支出状況の公表)

第4条 交際費の支出状況の公表（以下「交際費の公表」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出年月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出先・内容等（玉野市情報公開条例（平成11年玉野市条例第24号）第8条各号に掲げる不開示情報を除く。）

(公表の時期及び方法)

第5条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までにを行うものとする。

2 交際費の公表は、その内容を玉野市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、施行日以後に支出する交際費について適用する。

附 則（令和4年9月21日教委告示第5号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

（一部改正〔令和4年教委告示5号〕）

1 弔慰

対象者	対象者との続柄	支出金額（円）	生花	弔電又は弔辞
教育長	本人	10,000	○	○
	配偶者、父母	5,000		○

	及び子			
教育委員	本人	10,000	○	○
	配偶者、父母 及び子	5,000		○
教育委員（前・元職）	本人	5,000		
市立学校・園教職員（校長・園長）	本人	5,000	○	○
市立学校・園教職員	本人	5,000		
市立学校・園園児・児童・生徒（管理下）	本人	20,000	○	○
市立学校・園園児・児童・生徒（管理下以外）	本人	5,000		
学校医、学校歯科医、学校薬剤師	本人	5,000		
教育長が特に必要と認めた者		10,000円以内		

2 会費

会費は、主催者によって決められるものであり、その金額を一律に基準化することが難しいが、支出に当たっては十分な配慮を行い執行する。

3 慶祝

市教育行政運営に係る個人及び団体の慶事に係る支出金額は、10,000円以内とする。

4 その他

- (1) 市教育行政運営に資する懇談会の支出金額は、一人につき10,000円以内とする。
- (2) その他の支出については、社会通念上妥当と認められる額とする。